

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 30 日

月 曜 日

号 外(6)

目 次

告 示

○富山県特定調達に関する苦情処理手続要領の一部改正

1

告 示

富山県告示第320号

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領の一部改正について

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領（平成12年富山県告示第 153号）の一部を次のように改正し、平成26年 6 月 30 日から施行する。

平成26年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

2(1)中「協定の規定」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 1 条に規定する1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年 3 月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定」に改め、「委員会に対し、」の次に「書面により」を加え、「協定の」を「協定等の」に改める。

4(3)中「5(5)」を「5(6)」に改める。

5(1)中「協定の」を「協定等の」に改め、「10日以内に、」の次に「書面により」を加える。

5(9)ウ中「、供給者」を「、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者」に、「供給者が」を「当該者が」に改め、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、5(7)ウ中「提示等が」を「提出等が」に改め、5(7)ス中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断」を「その判断」に改め、5(7)セを

次のように改める。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らの行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

5 中(7)を(8)とし、5(6)ア中「10日」を「12作業日」に改め、5(6)ウ中「通知するもの」の次に「とする」を加え、5(6)エのただし書を削り、5(6)オを次のように改める。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付するものとする。

5(6)オの次に次のように加える。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

5 中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、5(2)中「7作業日」を「10作業日」に改め、5(2)イ及びウ中「協定」を「協定等」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

6(2)中「協定」を「協定等」に改め、6(3)中「協定」を「協定等」に、「調達の緊急性」を「当該調達の緊急性」に改める。

6(7)中「当該当局」を「当該執行当局」に改め、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、6(5)

中「当該関係調達機関」を「関係調達機関」に改め、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

7(2)中「その旨」を「、その決定の結果及びその理由」に改め、7(3)ア中「5(9)ア」を「5(10)ア」に改める。

9 中「協定」を「協定等」に改め、「当該調達に係る文書」の次に「（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）」を加える。

10(1)を次のように改める。

(1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

